

前回（11/25）議論における主な意見

＜地方財政の健全化に係る主な意見＞

○「単コロ・オーバーナイト」に係る意見

- ・単コロやオーバーナイトは不適切であると思われ、通知によるお願いでは不十分なのではないか。

○「地方財政の実態」に係る意見

- ・平成22年度以降、扶助費は跳ね上がっており、地方財政は、本当は厳しくなっている。
- ・経常収支比率だけではなく、物件費や扶助費の内容を実質的に評価しなければ、今の指標が良くなっているからと言って、本当に地方財政が良くなっているかは疑問。
- ・比率を改善しようとして、老朽化対策等の実施しなければならない事業を先送りしている結果、比率が悪くならないという団体も少なくないのではないか。

○「算定・監査の実態」に係る意見

- ・数字が下がっているのは、財政が良くなっているというよりも、各団体が健全化判断比率の扱いに慣れてきたためではないか。比率自体の計算を見直す必要がある。
- ・健全化法ではほとんどの団体が健全段階だけになってしまっているが、実情は苦しい団体はたくさんあるにも関わらず、毎年度の監査委員の審査においては、健全な財政状況であるとされているような例もあるくらい団体内でも誤解をもって捉えられている部分もある。

○「レベニュー債的資金調達等」に係る意見

- ・レベニュー信託のスキームに組み込まれている財団に対する劣後ローン（茨城県）、永久債（千葉県）は将来負担比率の算定上、優先劣後関係は反映されないが、これらの扱いをどう整理するのかという問題がある。

○「地方財政の比較・分析」に係る意見

- ・今の制度の中ではあまり出てこないが、基金（現金）の増減に着目すると財政状況が一番分かりやすい。
- ・他団体との比較と言っても、住民からすれば、隣町との比較くらいでないと分からない。分かりやすく示されないと伝わらない。
- ・資産老朽化比率は着実に上がってきているので、公会計の取組との組み合わせで指標を見ていくというのは大事。
- ・健全化の取組の例で、投資的経費の削減があるが、一方で必要な公共投資等ができなくなったということも言えるのではないかと。一方は良くなっているが、他のところで影響が出ているというのが分かる財政分析、指標が必要。

○「地方団体の負担軽減」に係る意見

- ・決算統計・公共施設状況調査、健全化法、公会計などが一体として機能するような取組にすべき。同じソースデータから指標の算定ができるようにするなど、自治体の負担軽減を図る取組も必要ではないか。

○「地方財政の健全化その他」に係る意見

- ・実質赤字比率は、本質はフロー指標ではなくストック指標である。
- ・財政再生団体は旧再建法の準用再建団体にあたる。準用再建団体は財政再建債を出さなくても赤字を0にできる水準。財政再生団体は赤信号ではないのではないかな。
- ・公営企業で赤字があっても、解消可能資金不足額の部分は赤字ではない（経営が不健全ということではない）という認識が浸透していない。
- ・実質公債費比率は繰上償還等で改善しているとあるが、例えば、繰上償還の財源は他のところを絞って出したことになるが、それが人件費削減なのかサービス削減なのか、自治体での取組の違いについて気になるところ。また、その際、住民の満足度、心の変化がどうだったのか。
- ・レギュレーション（規制）のための指標と財政運営上楽かどうかの指標は別物として整理して、アウトプットすればまとめやすいのではないかな。

<地方債制度の見直しに係る主な意見>

○「地方債制度の見直し」に係る意見

- ・見直しに当たっては、引き続き資金の低利調達に資するように、地方債全体の信用を維持することに留意して欲しい。
- ・地方公共団体は、今より事務負担が少ない制度になることを望むのではないかな。

○「地方債資金の調達」に係る意見

- ・ 現在、市場公募地方債については、国債、政府保証債に準じた形で低スプレッドでの安定調達が実現できているが、それはマクロ・ミクロ両面での財源保障に投資家が信頼を置いているからと考える。
- ・ 届出制度を活用することによって、投資家の動向を見ながら、年度前半に新発債を発行することができるようになった。